

大東監第186号
平成28年2月4日

請求人様

大東市監査委員 乗本良一

住民監査請求について（通知）

平成28年1月14日にあなたから提出のあった住民監査請求書については、地方自治法第242条に基づく要件を具備していなかったことから、平成28年1月21日付け大東監第173号で補正を行うように通知したところです。

しかしながら期限までに補正が行われておらず、本件請求については却下することに決定したので通知します。

尚、市議会議員のうちから選任された水落康一郎委員については、政務活動費についての判断であることに鑑み、地方自治法第199条の2の規定により除斥しました。